

【契約書 別紙】

デイサービスセンター いこいの家たきべ野 利用料金表 （2022年10月1日改正）

(1)基本料金

＜ 第1号通所事業(通所介護相当サービス) ＞ 基本部分、加算の合計の額となります

サービス名称	サービスの内容	対象	1月あたりの自己負担額(単位:円)							
			基本利用料 ①	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ②	処遇改善加算Ⅰ 5.9% ③	特定処遇改善加算Ⅱ 1.0% ④	介護職員等ベースアップ等支援加算 1.1% ⑤	(1)割合負担 ①~⑤	(2)割合負担	(3)割合負担
独自通所型 サービス	が週1回のサービス 必要とされた場合	事業対象者 要支援1・2	1,672	24	100	17	19	1,832	3,664	5,496
	が週2回のサービス 必要とされた場合	事業対象者 要支援2	3,428	48	205	35	38	3,754	7,508	11,262

上記の基本利用料①は、厚生労働省令の規定に基づき市町村が定める基準によるものとし、通所介護相当サービスの金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以上のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割の又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

なお、月の途中で利用開始の契約を締結した場合は、契約日を起算日として日割り計算となります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、契約解除日までの日割り計算となります。

(2) その他の費用

食費	食事の提供をする場合、1食につき700円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつ等は持参していただきます。 当施設のおむつ等を使用した場合は、実費負担となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（創作活動費など）について、費用の実費をいただきます。</li><li>・ 処遇改善加算Ⅰ③、特定処遇改善加算Ⅱ④及び介護職員等ベースアップ等支援加算⑤は、小数点以下四捨五入計算する為、実際の請求金額に数円の差が生じる場合があります。</li></ul>